

春季休業中の生徒心得について

平成31年3月19日

生徒指導部

本年度も早いもので修業式を迎え、春季休業（3／23（土）～4／7（日）の16日間）になります。これから春季休業を迎えますが、生徒は、生徒心得（第12章校外生活：生徒手帳 P28～P29）とともに、特に下記の事柄を守り、基本的生活習慣を維持して、新年度に向けて充実した日々を過ごしてください。

記

1 《交友関係》

互いの人格を尊重し学友としての範囲を超えず、高校生としての自覚・自律・マナーに心がけること。特に男女の交際は常に節度を守ること。

2 《外出・外泊》

外出に際しては、行き先、帰宅予定時間等を保護者に告げてから外出する。また、夜間の外出は避けること。外泊は原則として禁止です。

3 《交通関係》

改正道路交通法（平成27年6月1日施行）にともない、自転車の運転は十分に交通ルールを守ること。加害者、被害者にならないように注意すること。

4 《アルバイト》

アルバイトは原則として禁止です。無断で行わないこと。

5 《旅行関係》

旅行等は、宿泊の有無にかかわらず、届け出をしてから実施すること。ただし、引率者のいない男女混成の旅行は認めません。

6 《スマートフォン等の使用法》

- ・使用する時間を決めて、他人の迷惑にならない使用を心がけること。
- ・SNS（LINE、ツイッター、フェイスブック、インターネット等）に絡む犯罪に巻き込まれないように注意する。
- ・ネット上のブログ、プロフ、掲示板等に特定の人の誹謗・中傷を書き込むことのないように注意する。

7 《その他》

- ・法律で禁止されている行為【無免許運転・交通違反・喫煙・飲酒・薬物乱用（危険ドラッグ等）・暴力行為・危険物所持等】は絶対しないこと。また、風紀上好ましくない娯楽場や生徒としてふさわしくない場所への出入りはしないこと。

連絡先

栃木翔南高等学校 TEL 0282-24-4739